

# 東広島市バドミントン協会

## 登録料に関する規定

- 第1条 本協会規約第10条「登録料」に関し本規程を定める。
- 第2条 本協会の登録は、東広島市に在住、在勤、在学する者、及び竹原市、安芸郡、旧豊田郡在住の者の個人会員登録とする。
- 第3条 登録は、所定の様式に必要事項を明記した登録申請書を協会へ提出し、登録料を本協会指定口座に振り込むことにより行う。
- 第4条 登録料は会員一人につき「500円」とする。
- 第5条 登録料は年払いとして、年度中途での脱退等を理由に返金はしない。  
又、年度中途の臨時の入会を認める。
- 第6条 本協会に登録しないで、本協会主催の大会には原則として出場できない。

### (附 則)

- 本規程は、平成13年3月10日制定（定期総会）平成13年4月1日から施行する。
- 本規程は、平成14年3月17日一部改定（定期総会）平成14年4月1日から施行する。
- 本規程は、平成15年4月19日一部改定（定期総会）平成15年4月20日から施行する。
- 本規程は、平成17年3月19日一部改定（定期総会）平成17年4月1日から施行する。
- 本規程は、平成20年4月13日一部改定（定期総会）平成20年4月14日から施行する。